# 多利用型統合的海域管理計画 (素案)

# 目 次

- 1. はじめに
- (1)計画策定の背景・目的
- (2)計画の目標
- (3) 対象地域
- 2. 保護管理の基本的な考え方
- (1)基本方針
- (2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理の考え方
- (3) 各構成要素の保護管理の考え方
  - a. 海洋環境
    - i 海洋環境
    - ii 漂流漂着ゴミ
  - b. 水産資源
  - c. 海棲ほ乳類
  - d. 海鳥・海ワシ類
  - e. その他
- 3. 保護管理措置
- (1)海洋環境
  - a. 調査研究・モニタリング
  - b. 保護管理措置
- (2)指標種
  - a. サケ類(シロザケ・カラフトマス)
  - b. スケトウダラ
  - c. トド
  - d. アザラシ類
  - e. 海鳥・海ワシ類
- (3) その他構成要素 海洋レクリエーション
- 4. 管理体制と運営

#### 多利用型統合的海域管理計画(素案)

# 1. はじめに

### (1)計画策定の背景・目的

### ア背景

### 「知床」は、

- ・ ①「北半球で最も低緯度に位置する季節海水域であり、季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である。」
- ・ ②「多くの海洋性及び陸上性の種にとって特に重要であり、これらの中にはシマフクロウ、シレトコスミレなど多くの希少種が含まれている。本地域は多くのサケ科 魚類にとって世界的に重要であるとともに、トドや多くの鯨類を含む海棲哺乳類にとっても世界的に重要である。本地域は世界的に希少な海鳥類の生息地として重要であるとともに、渡り鳥類にとって世界的に重要な地域である」
- ・ 以上の評価を受け、平成17年7月17日、南アフリカ共和国ダーバンで開催された第29回世界遺産委員会において、自然遺産として世界遺産一覧表に記載された。
- ・ 世界自然遺産登録に際して、世界遺産委員会から海域を世界遺産地域として保全するため、海域管理計画の策定を急ぐこととされている。

#### イ 目的

・ 多利用型統合的海域管理計画(以下「計画」という。)は、知床世界自然遺産地域内の海域(以下「遺産地内海域」という。)及びその周辺海域における海洋生態系を保全することを目的とする。

## (2)計画の目標

- ・ 遺産地内海域を保全するため、遺産地内海域及びその周辺海域における持続的な 水産資源利用による安定的な漁業の営みと海洋生物や海洋生態系の保護管理の両立 を目標とする。
- ・ その保全のための方策としては、漁業資源の持続的資源管理と海洋生物などの継続的モニタリングにより、逐次その結果を科学的検証により順応的に見直す順応的管理(以下「順応的管理」という。)により行うこととする。

#### (3) 対象地域

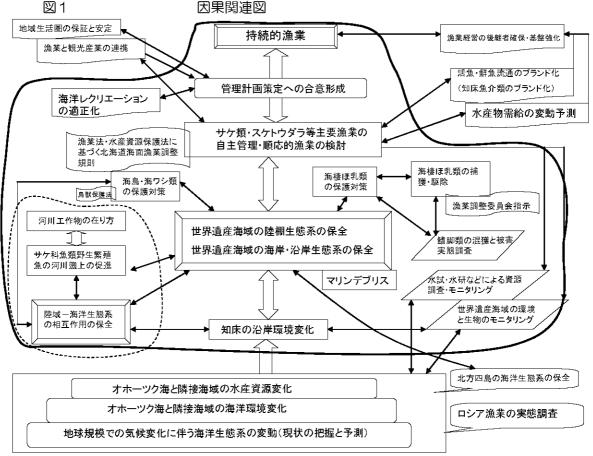
距岸3kmまでの遺産地域内海域(図面添付)

#### 2. 保護管理の基本的な考え方

# (1) 基本方針

- ・ 持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みと自然公園法など既存の法規制を 遵守することはもとより、海洋生物や海洋生態系の保護管理の両立を維持するため、 漁業関係規則や漁業者・漁業団体が当海域で実施している自主管理措置といった漁 業関連のルールを基調とする。
- (2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理の考え方

・ 遺産地内海域及びその周辺海域は、生態系の保全について考えると、関連性の大きいものとして「サケ類・スケトウダラ等主要漁業の自主管理」や「沿岸の環境変化」が挙げられる。また、沿岸生態系として海鳥・海ワシ類や海棲ほ乳類など様々な要因が複雑に関連しており、これらを整理すると次に示す因果関連図となり、本計画の対象とする範囲は太枠で囲まれた部分となる。



### (遺産地域内海域の生態系)

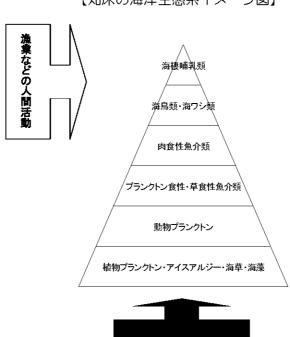
- 知床の海洋生態系は、アイスアルジーに起因する特徴的な海洋環境により魚介類や 海ワシ類、海棲ほ乳類など多種多様な生物が生息している。
- ・ これを生態系ピラミッド図で示すと図2のとおりであり、海洋環境や漁業などの人間活動、魚介類、海鳥・海ワシ類、海棲ほ乳類など、その構成要素の微妙なバランスの上に成り立っている。
- ・ したがって、この調和している現状のバランスを崩さないように保護管理していくことが重要である。

#### (保護管理の考え方)

- ・ 保護管理を進めるに当たっては、海洋生態系の保全と各栄養段階の構成種の多様性 を維持するとともに、より高次な栄養段階の指標種(以下「指標種」という。)を選 定し、持続的資源管理と順応的管理を行い海洋生態系の保全に努めるものである。
- ・ 指標種以外の構成要素については、調査研究などにより把握するとともに、科学的

検証を通じて、その結果を保護管理措置に適切に反映し順応的に見直すこととする。

なお、海洋レクリエーションなどの人間活動についても、生態系の保全に十分に配 慮する。



# 【知床の海洋生態系イメージ図】 図2

# (3) 各種構成要素の保護管理の考え方

- a. 海洋環境と海洋生態系
  - i 海洋環境
  - ・ 当海洋生態系を支えている海洋環境及び指標種以外の構成種については、調査 研究やモニタリング調査により、その動向を的確に把握していく。
  - ・ 開発行為に関しては、各種法令等により適切な規制を行い、当海域の適切な保 全を図る。
  - ・ 当海域の適切な保護管理のためには、更にその外側に広がる海域の環境についても配意する必要があることから、周辺海域における各種情報の収集も合わせて行う。
  - ii 漂流漂着ゴミ
  - ・ 漂流・漂着ゴミによる海洋生態系への悪影響の軽減及び漁場環境の保全を図る。
- b. 水産資源(魚介類)
- ・ 知床周辺海域では、生物生産の豊かさに支えられて漁業活動が行われており、漁業を基幹産業として地域が発展してきた。
- ・ 主な水産資源は、シロザケ、カラフトマス、スケトウダラである。

- ・ これら水産資源については、これまでも調査等により資源動向の把握が行われ、漁 業関係法令や漁業者・漁業団体の自主的な取組みにより、資源の管理・利用に関す る規制や資源の増殖などが行われている。
- ・ 遺産地域内海域の生態系の指標種としてシロザケ、カラフトマス、スケトウダラの 各種調査や情報収集等を行う。

#### c. 海棲哺乳類

- ・ 知床半島沿岸では2目9科22属28種の海棲ほ乳類が確認されており、主な海 棲ほ乳類としては鯨類、イルカ類、トド、アザラシ類などが挙げられる。
- ・ 海棲ほ乳類は、海洋の食物連鎖における高次捕食者であり、その個体数も多いことから重要な生態学的地位を占めている。
- ・ 特にトドは海洋生態系ピラミッドの中でも高い位置を占め絶滅危惧種に指定されている。
- ・ しかし、トドについては漁業との軋轢があり上限を定めて(年間 116 頭)捕獲許可をしているが、生息範囲が広範囲に及ぶため包括的管理が必要となっている。
- ・ また、アザラシ類については鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り生物の多様性の 確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とする 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」という)の対 象種となっている。
- ・ 鯨類及びイルカ類などについては、遺産地域内海域及びその周辺海域で見られる が、トド・アザラシ類に比べて漁業との軋轢は少ない。
- ・ したがって、混獲や漁業被害など漁業との関連性が強いトド及びアザラシ類が遺産地内海域の海洋生態系を形作る海棲ほ乳類の要となり、指標種としてモニタリングを行う。

# d. 海鳥・海ワシ類

・ 希少種・絶滅危惧種及び海洋生態系の上位に位置するという観点から適切な保護管 理を図る。

#### (海鳥類)

- 知床半島沿岸域の岩場にはケイマフリ、ウミウ、オオセグロカモメ等の海鳥類が生息している。
- ・ これら海鳥類は、遺産地域内の海岸の岩場で営巣を行うなど、遺産地域内海域を主要な生息場とし、知床の沿岸生態系を特徴づける種といえる。
- ・ 近年、沿岸域での観光船等のレクリエーション利用による沿岸への過度な接近や餌付け等が海鳥類の生息を脅かしている。
- ・ このうち環境省版レッドデータブックに絶滅危惧種 II 類と掲載されているケイマフリは、こうした利用等による影響が特に大きいことから、指標種として、各種調査や情報の収集を行う。
- これら海鳥類については、鳥獣保護法の対象種となっており、今後とも当法律に基

づき適切な保護管理を推進する。

#### (海ワシ類)

- ・ 知床半島沿岸にはオオワシ・オジロワシの2種類の海ワシ類が生息している(オオワシ:冬季渡り・オジロワシ:繁殖+冬季渡り)。
- 知床の海岸斜面等には、ワシ類が利用する樹木が生育している良好な森林が連続して存在しており、オオワシ、オジロワシにとって重要な生息環境となっている。
- ・ オジロワシについては、特に高い密度で営巣、繁殖する重要な繁殖地である。 (表挿入予定:知床半島におけるオジロワシの営巣地数)
- ・ 両種は知床の海洋生態系における高次捕食者であり、陸域と海域の物質循環を促す 役割を担っている等、知床の海洋生態系を特徴付ける種であり、指標種とする。
- ・ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下「種の保存法」 という。)に基づく国内希少野生動植物及び「文化財保存法」に基づく天然記念物 に指定されている。
- ・ 種の保存法に基づく保護増殖事業計画が策定されている。
- ・ 今後ともこれらの法律、計画に基づき適切な保護管理を推進する。

#### e. その他

# (海洋レクリエーション)

- ・ 近年、海域では、従来の観光・レジャー目的の船舶利用や、釣り等に加え、シーカヤックや水上バイク、スキューバーダイビングといった形態のレクリエーションも広まりつつある。
- ・ 当該地は海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地であり、これらの船舶や水上バイクの 航行、無秩序な餌やりや観察行動などが海鳥や海棲哺乳類の生息に影響を与えることが懸念される。
- ・ レクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう、また漁業活動 との両立が図られるよう、「利用ルール」作りとその普及啓発を推進する。

# 3 保護管理措置

### (1) 海洋環境

- a. 調査研究・モニタリング
- ・ 当海域生態系を支えている海洋環境や、指標種以外の構成要素については、調査研究やモニタリング調査を推進し、その動向を的確に把握していくことが管理上重要である。
- ・ 研究者や、漁協をはじめとする地元関係者、関係行政機関が連携・協力し、調査研 究成果に関する情報交換や、観測体制の充実を図る。
- ・ 気象や、水象、流氷動態等の各種解析の基礎となる海洋環境の観測体制の充実を図る。
- ・ 各種調査研究やモニタリング調査を推進し、当該海域の構成種及び生態系の構造把握に努める。

# (表挿入(別添?)予定:モニタリング調査計画)

- ➢ 沿岸浅海域での生物群集構造
- ▶ 陸域生態系と海域生態系の物質循環
- ▶ 海洋生態系の栄養段階と物質循環の動態 等
- ・ 研究者や関係機関等とも協力・連携し、周辺海域における各種情報の収集、状況の 把握に努める。

### b. 保護管理措置

- 開発行為の規制及び海洋汚染の防止
  - ▶ 海域距岸3kmの範囲の海域は、自然公園法に基づき知床国立公園の普通地域に指定されており、海面の埋め立て等の開発行為を行うためには環境大臣への届出が必要である。

(資料挿入(別添?)予定:同法該当部分概要)

- ▶ 今後とも、同法に基づき、適切な保護管理を推進する。
- ▶ 海洋汚染の水質汚濁防止法等による防止
- 漁業調整規則による海面及び内水面における有害物の遺棄又は漏泄の禁止
- 漁業権設定漁場における岩礁破砕や土砂採取等の行為の制限
- ▶ サケ類の稚魚放流期及び親魚遡上期における河川環境等の保全
- ・漂流・漂着ゴミについては、地元関係者及び関係行政機関が連携・協力し、その現 状把握に努めるとともに、地元自治体や、NPO等によるゴミ拾いボランティア活 動等とも協力・連携し、自然環境に配慮しつつ、その除去に努める。

# (2) 指標種

- a. サケ類(シロザケ・カラフトマス)
- ・ シロザケを対象とする漁業は「さけ定置漁業」であり、「漁業法」に基づいて、定置漁業権の免許制により漁業が制限されている。
- ・ カラフトマスを対象とする漁業は主に「小型定置網漁業」であり、「漁業法」に基づいて、漁業協同組合への共同漁業権の免許制により漁業が制限されている。
- ・ また、水産資源の保護・培養を図るため、海面における定置漁業以外の採捕制限 や、河口付近における採捕禁止の措置が行われているほか、資源の維持を図るた め、一部の河川等で、漁業者等が主体となって、心化放流事業が行われている。
- ・ 今後とも漁業関係法令や漁業者・漁業協同組合等の自主的な取組みにより、資源 の管理やふ化放流事業を推進する。

(資料挿入:「水産資源保護法」、「北海道海面漁業調整規則」の概要)

(資料挿入:「漁業法」に基づく「定置漁業権」、「共同漁業権」の概要)

(別添資料検討:遺産地域の海域におけるサケ類の管理と利用のルール)

# b. スケトウダラ

- ・ スケトウダラを対象とする漁業は「刺し網漁業」と「はえ縄漁業」で、「北海道海 面漁業調整規則」に基づく許可制により、漁業が制限されている。
- ・ スケトウダラについては、(独)水産総合研究センターが主体となって資源調査及び資源評価が行われ、水産資源の保存・管理を目的として、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、国及び道が、採捕量の上限(漁獲可能量(TAC: Total Allowable Catch))を設定し、管理している。
- ・ また、漁業団体が資源管理協定を締結して、スケトウダラの未成魚の保護措置を講 じているほか、漁業者は産卵親魚を保護するため、操業の自粛期間や区域の設定、 刺し網の網目制限などの自主的な管理を行っている。
- ・ 今後とも漁業者・漁業協同組合等の自主的な取組みを推進する。

(資料挿入:「漁業法」、「北海道海面漁業調整規則」、「資源管理法」の概要)

(別途資料を検討:遺産地域のスケトウダラに関する資源管理と利用のルール)

(「北海道海域スケトウダラ資源管理協定」、「羅臼漁業協同組合における自主管理の 取組」など)

### c. **トド**

- ・ トドは本道漁業に大きな被害を与えており、現在、全道で年間116頭の制限を設けて採捕している。
- ・ 現在、各種調査や情報収集を行いながら、トドの生態把握・漁業被害の未然防止など、トドと漁業との共存を図る取り組みが検討されている。

# (資料挿入「北海道連合海区漁業調整委員会指示」)

### d. アザラシ類

- ・ 鳥獣保護法の規定に基づき、漁業被害の防止を図るため、鳥獣捕獲許可申請が出 された場合、捕獲許可審査基準により期間、捕獲人員、1人当たりの捕獲数等を 定めて許可している。
- また、遺産地内海域の海洋生態系の上位種としての指標種であることから継続的 にモニタリングを行い、順応的管理を行う。
- e. 海鳥・海ワシ類

# (海鳥類)

- ・ 鳥獣保護法に基づく国指定知床鳥獣保護区に指定され、狩猟が禁止されているほか、学術研究目的等での捕獲を行うためには環境大臣の許可が必要である。
  - (資料挿入(別添?)予定:同法の概要)
- ・ 今後とも、同法に基づき適切な保護管理を推進する。
- ・ 海上レクリエーション利用にあたってのルール・マナーの普及啓発を推進し、海 鳥への悪影響を軽減するよう努める。

#### (海ワシ類)

- ・ 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び「文化財保護法」に基づく天然記念 物に指定されており、捕獲や殺傷、譲渡し等が禁止されている。
  - (資料挿入(別添?)予定:両法令の概要)
- 今後とも、これらの法律に基づき適切な保護管理を推進する。
- ・ 種の保存法に基づき策定された「オジロワシ保護増殖事業計画」に沿って、保護増 殖事業分科会での議論を踏まえ、各種保護増殖事業を実施していく。
  - (資料挿入(別添?)予定:同計画の概要)
- ・ 全道的な渡りルートの解明や行動生態の把握等に努めるとともに、研究者等が既に 継続的に実施している営巣地・繁殖状況の調査等とも協力・連携を推進する。
- ・ 重要な越冬地となっている海岸斜面の森林の保全に努めるとともに、オジロワシの 繁殖期には営巣地周辺に近づかないよう利用者への指導、普及啓発を行う。
- ・ オオワシ、オジロワシの鉛中毒を防止するため、北海道内でのエゾシカ猟における 鉛弾の使用禁止を徹底する。

## (3) その他の構成要素

(海洋レクリエーション)

- ・ 知床国立公園における利用の適正化については、平成13年度より知床国立公園の 望ましい保護と利用のあり方に関して、「利用適正化検討会議」を設置し、検討を 進めてきている。
- ・ 平成16年12月に同会議の了承を経て策定された「知床半島先端部地区利用適正 化基本計画」に基づき、動力船やシーカヤックによる海域利用については、海鳥・ 海棲哺乳類や漁業活動等への影響が懸念されることから、これらへの悪影響が生じ ないような一定の「利用の心得」の下での利用を行うよう指導する。

(資料挿入(別添?)予定:同基本計画)

- ・ その他、水上バイク、ダイビングや冬季の流氷上での体験活動などのレクリエーション利用についても、今後利用状況を把握しながら具体的な取扱方針を検討中である。
- ・ 動力船を利用して観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、昭和59年から関係行政機関により「知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ」により上陸禁止の指導が行われており、この「申し合わせ」等に基づき、関係行政機関等が協力しながら観光目的での上陸の抑制を徹底・強化する。

(資料挿入(別添?)予定:同申し合わせ)

・ 遊魚船や観光遊覧船については、海鳥・海棲哺乳類に影響の出ない航路を遵守する よう、関係機関等と協力・連携し、指導を徹底する。

# 4. 管理体制と運用

(1) 計画の推進管理

- ・ この計画は、遺産海域の保全に係る各種制度を所管する、環境省、北海道が相互に密接な連携・協力のもとに一体となった管理を行うことする。
- ・ また、地元の関係団体、地元住民等と合意形成を図りながら各種保護管理措置を 進めていくとともに、各保護管理措置の方針や各種の調査結果等の情報について は速やかに公開する。
- ・ 計画の適正な推進に当たっては、必要に応じ知床世界遺産地域科学委員会から助言を得ることとし、環境省、北海道は斜里町、羅臼町、その他の行政機関、北海道大学などの研究機関、漁業協同組合などの関係団体と協力、連携して行う。

### (2) 計画期間

- ・ 計画の期間は平成24年度までの5か年とし、遺産地内海域及び周辺海域の生態 系の変化、保護管理措置に関する評価を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを行い、 必要に応じ所要の変更を行う。
- ・ なお、調査結果は速やかに公開し、環境省が作成するデータベース等で関係機関 が情報を共有することとする。

### (3) その他

・ 計画の推進に当たっては、知床世界自然遺産地域連絡会議、知床国立公園利用適正 化検討会議、知床エコツーリズム推進協議会や、その他必要に応じ北海道開発局、 森林管理局等との連携を図る。